

「スタートアップ成長補助支援事業」募集要項

スタートアップの成長のためには、限られるリソースをコア事業へ集中させることが重要です。そこで STARTUP HOKKAIDO 実行委員会事務局は「スタートアップ成長補助支援事業」を実施します。

本事業は、成長性が見込まれるスタートアップに対し、①バックオフィス業務支援サービス等に係る経費、②インキュベーション施設入居に係る経費、③法人登記支援（本店登記地等の移転登記）等に係る経費の一部への補助により、企業のさらなる成長を促し、事業の中核をなすコア業務により注力できる環境等を整えることを目的とします。

1. スタートアップ成長補助支援事業の支援内容

「スタートアップ成長補助支援事業」を通じた3種の支援について、支援内容、対象者等は以下の通りです。

補助支援①～③の複数区分に応募可能となります。複数区分へ応募した場合、当要項「4. 支援対象者の選定」に基づき、STARTUP HOKKAIDO 実行委員会事務局の審査により採択区分を決定します。なお、採択区分は、いずれか1区分のみとなります。

区 分 ①	バックオフィス支援
補助対象経費	法務、知的財産、総務、労務、経理などバックオフィス業務の支援サービスやツール等の利用に係る経費を対象とする。ただし、職員に対する給与やバックオフィス業務に係る職員の雇用に関する経費等を除く。また、補助対象経費からは消費税及び地方消費税相当額を除く。
支援対象者	次に掲げる要件をすべて満たす事業者 (ア) スタートアップであること。なお、スタートアップとは、テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業のことを指す。 (イ) 札幌市内に本店登記地、営業所等がある法人であること。もしくは当該補助対象期間内において移転すること。 (ウ) 許認可等が必要な業種の場合は、申請時点で当該許認可等を受けているか、当該補助対象期間終了までに受けること。
支援社数	最大5社（審査により選定）
補助金額	補助対象経費の10分の10以内とし、1社あたり月10万円を限度とする。
補助対象期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日の利用実績に係る経費で、令和9年3月31日までに支払いが完了したものを対象とする。

区 分 ②	インキュベーション施設入居支援
補助対象経費	札幌市内に所在する民間のインキュベーション施設等への入居に係る初期費用を除く施設・サービス利用料や賃料（光熱水費、共益費、駐車場使用料、会議室利用料、コピー料金、その他これに類する経費を除く。そのほか、事務局の判断により対象外経費とする場合がある。）を対象とする。また、補助対象経費からは消費税及び地方消費税相当額を除く。
対象となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本区分の対象経費は、札幌市内に所在する民間のインキュベーション施設等のうち、次のいずれかの機能を有する施設に係るものに限る。 (ア) 入居事業者間の交流促進又は事業成長支援を行う人材が配置されていること。 (イ) 定期的な交流イベント、勉強会、ビジネスマッチングその他事業成長に資する機会が提供されていること。 ※事務局がこれらと同等のインキュベーション機能を有すると認める民間施設についても対象とする。 ・ 本事業の補助対象経費に対し、国、地方公共団体、または公的支援機関から別途、賃料補助等の公的支援（家賃補助、共益費補助等）を既に受けている、または受ける予定がある場合は対象外とする。 ・ 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、または公的団体（一般財団法人さっぽろ産業振興財団等）が直接運営する施設、およびそれに準ずる施設への入居は対象外とする。 ・ 補助対象期間内の入居を予定している場合、申し込み時点で未入居（当該施設が施設未開業の場合を含む）であっても応募可能とする。この場合、実際の補助金の支払いは、当該施設への入居後とする。
支援対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たす事業者</p> <p>(ア) スタートアップであること。なお、スタートアップとは、テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業のことを指す。</p> <p>(イ) 札幌市内に本店登記地、営業所等がある法人であること。もしくは当該補助対象期間内において移転すること。</p> <p>(ウ) 許認可等が必要な業種の場合は、申請時点で当該許認可等を受けているか、当該補助対象期間終了までに受けること。</p>
支援社数	最大 20 社（審査により選定）
補助金額	補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、1 社あたり月 10 万円を上限とする。
補助対象期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の利用実績に係る経費で、令和 9 年 3 月 31 日までに支払いが完了したものを対象とする。

区 分 ③	法人登記支援（本店登記地等の移転登記）
補助対象経費	札幌市外から札幌市内への“ 移転登記時の代行や支援サービス等利用に係る経費 ”を対象とする。なお、補助対象経費からは移転登記手続きに際して法務局へ支払う登録免許税、消費税及び地方消費税相当額を除く。
支援対象者	次に掲げる要件をすべて満たす事業者 (ア) スタートアップであること。なお、スタートアップとは、テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業のことを指す。 (イ) 本店登記地もしくは支店等が札幌市外にある法人であること。 (ウ) 令和8年4月1日以降に札幌市内に本店登記地もしくは支店等の移転をすること。 (エ) 許認可等が必要な業種の場合は、申請時点で当該許認可等を受けているか、当該事業補助対象期間終了までに受けること。
支援社数	最大5社（申請順に内容確認を行い、要件を満たす者から順次採択する）
補助金額	補助対象経費の10分の10以内とし、1社あたり10万円を限度とする。
補助対象期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に行った本店登記地等の移転登記に係る経費で、令和9年3月31日までに支払いが完了したものを対象とする。

2. 募集期間

①バックオフィス支援、②インキュベーション施設入居支援

令和8年4月27日～6月12日（金）17時まで

③法人登記支援

令和8年4月27日～（予定採択数に達するまで）

※③は予定採択数に達するまで募集・審査を随時実施し、予定採択数に達し次第募集を締め切ります。最新の募集状況は、STARTUP HOKKAIDO 実行委員会ホームページ内の特設ページをご確認ください。

3. 応募方法

(1) 特設ページ内申込フォーム

STARTUP HOKKAIDO 実行委員会ホームページ内、特設ページ上にある申込フォームにアクセスください。

<https://startuphokkaido.com/startup-support/>

(2) 必要情報の記入

以下の必要情報をご記入の上、ご応募ください。

<必要情報>

- ・事業者情報（事業者名、担当者名、連絡先等）
- ・事業概要（事業概要、市場規模（TAM/SAM/SOM、出口戦略））
- ・技術、サービスの特徴および優位性
- ・直近の活動実績（資金調達実績（デット/エクイティ/補助金等）、表彰実績等）
- ・利用を希望するプログラム
※複数区分に応募可能ですが、採択される場合はいずれか1区分のみとなります。
- ・想定する対象経費（支出項目/支出時期/金額/目的）
- ・（補助支援③法人移転登記の場合）移転・支店の設置を行う目的 など

4. 支援対象者の選定

(1) 審査方法

応募情報に基づく STARTUP HOKKAIDO 実行委員会事務局による審査を実施し、採否を決定します。選考結果はメールにより随時通知します。なお、審査の経過等に関する個別のお問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づき採点します。

審査基準
①スタートアップであること テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業かどうか。
②新規性・独自性があること 事業内容、扱う商品・サービス、そのコアとなる技術などに新規性や独自性を有しているかどうか。
③成長可能性があること グローバルマーケットへの進出可能性など、スタートアップとして大きな成長を見込めるかどうか（実現可能性を含む。）。
④直近の活動実績があること 直近2年間の資金調達実績（デット/エクイティ/補助金等）、表彰実績、J-Startup（地域版含む）等の認定・選定制度など、直近の活動実績があるかどうか。
⑤インキュベーション施設活用の妥当性（区分②のみ） 入居予定施設が事業成長に資する機能を有しているか、また当該施設への入居が申請者の成長及び連携機会創出に寄与すると認められるか。

5. 今後のスケジュール

(1) 応募

- 応募締切 令和8年6月12日（金）17時
- 審査結果通知 令和8年6月下旬（予定）
※予定採択数に達しない場合、二次公募を実施する場合があります。

(2) 採択後の補助金利用手続き

- 必要書類の提出 審査結果通知以降順次
<必要書類>
 - ・補助金の利用にかかる誓約書
 - ・補助金の振込先情報
 - ・補助対象経費支出計画書
 - ・補助対象経費支出計画の根拠書類（見積書、契約書など）
 - ・（区分②の場合）入居の事実が確認できる書類 など

(3) 実績報告

- 実績報告書の提出 令和9年3月末

※補助により得られた実績（資金調達の実績、新規採用者数等）をご報告いただきます

(4) 支出実績額の確定～補助金入金

- 証拠書類の提出 令和9年3月31日（水）

<必要書類>

・補助対象期間中の対象経費の支出を証明できる根拠書類（領収書（写）、支払証明書など）

- 補助金の入金 証拠書類の確認終了次第

※補助対象期間に生じた対象経費の実績額に応じてお支払いします。

6. 留意事項

(1) 対外的な公表

採択された場合、STARTUP HOKKAIDO 実行委員会ホームページにて採択事業者名や事業概要を公表する場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 他の補助制度との関係

国や北海道など、他の補助制度（補助金・助成金・委託費など）を活用している場合（活用予定の場合を含む。）に、これらの補助制度によって便益を受け、または受けようとする経費は、本制度の対象外とします。他の補助金を活用している場合には、補助金併用可否確認のため、すみやかに事務局へお知らせください。なお、区分②インキュベーション施設入居支援については、国又は地方公共団体から既に家賃補助等の公的支援を受けている施設、又は公的機関や公益財団法人が運営する施設に係る経費は対象外とします。

(3) 申請者の欠格事由

次のいずれかに該当する者は、本事業の補助対象者となることができません。

- ・ 市税を滞納している者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、または暴力団関係事業者等の反社会的勢力に該当する者
- ・ その他、5(2)に規定する提出書類「補助金の利用に係る誓約書」に掲げる事項に違反している、または誓約できない者

(4) 不正・違反があった場合

本公募要領に違反した場合や、虚偽の申告・不正があったと認められる場合、法令違反が認められる場合には、採択者としての決定を取り消し、補助経費の全部または一部の返還を求める場合があります。

(5) 過去に本事業に採択された事業者の応募

過去に「スタートアップ成長補助支援事業」に採択された事業者の応募については次のとおり取り扱います。

・令和7年度「スタートアップ成長補助支援事業」に採択された事業者は、今年度の応募対象外とします。

・令和6年度「スタートアップ成長補助支援事業」に採択され、令和7年度事業に採択されていない事業者は、今年度の応募を可能とします。ただし、本事業による補助対象期間の通算は12か月を上限とし、「1. スタートアップ成長補助支援事業の支援内容」に定める補助対象期間を以下のように読み替えます。

区分①：令和8年4月1日～令和9年3月31日の利用実績に係る経費で、令和9年3月31日までに支払いが完了したもののうち、最大9か月分を対象とする。

区分②：令和8年4月1日～令和9年3月31日の利用実績に係る経費で、令和9年3月31日までに支払いが完了したもののうち、最大9か月分を対象とする。

区分③：変更なし

7. お問い合わせ窓口

「スタートアップ成長補助支援事業」事務局（担当：勘田、清家、高松）

（株式会社北海道二十一世紀総合研究所内）

TEL：011-231-3053（受付時間：平日9:00～17:00）

e-mail：startup(at-mark)htri.co.jp ※(at-mark)を「@」に置き換えてください

※株式会社北海道二十一世紀総合研究所は、STARTUP HOKKAIDO 実行委員会からの委託により本件事務局を務めています。